

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	金融庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税されるが、この投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるため、内外二重課税が発生する。この二重課税を調整する措置（所得税法第176条3項、第67条の15等）の対象が限定的であったため、平成30年度改正、平成31年度改正にて、その対象を拡げる措置が認められた（令和2年1月施行）。当該二重課税調整に際し、住民税については控除が認められていないものの、国税については投資家が受け取る分配金に外国税額を加算（グロスアップ）した額を課税標準として控除額を計算する仕組みであることから、住民税の課税標準も外国税額加算後の金額となってしまう。</p> <p>また、投資法人の海外子会社が外国子会社合算税制の対象となる場合には二重課税調整が認められておらず、国税の措置によっては同様の状況が発生する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。</p> <p>また、投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合においても、投資家の負担が軽減されるよう、所要の措置を要望する。</p>		
関係条文	所得税法第176条第3項、法人税法第69条の2、租税特別措置法第9条の3の2、第9条の6の2、第67条の15、地方税法第71条の27、第23条1項4号 等		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められないことを踏まえれば、外国税額加算前の額を課税標準とすることが適切であるため。</p> <p>また、現行の外国子会社合算税制において、投資法人が間接投資を行う場合、多くのケースで外国子会社合算課税の対象となるが、当該外国子会社で生じた外国税を投資家レベルで控除する仕組みがなく、二重課税となってしまうため、本措置が必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
	ページ	11—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3 市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	公募投資信託等の内外二重課税調整
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	政策目標と同様
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	国税の内外二重課税の調整措置（外国税額控除）の対象となる者に適用される見込みである。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、内外二重課税が適切に解消されると見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国税の内外二重課税の調整（外国税額控除）の見直しに対応する、地方税法上の手当てを行うものであり、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度からの継続要望。